

## 新春賀詞交歓会参加者募集

会員同士、会議所と会員との親睦を図るため、お1人でも多くのご参加をお待ちしております。

日時：平成24年1月6日(金)  
 会場：新森ホール  
 記念講演：15:00～16:00  
 講師：事業創造大学院大学  
           副学長・教授 原 敏明 様  
 テーマ：「新潟県経済の現状と課題(仮題)」  
 パーティー：16:10～17:30  
 参加費：講演会聴講は無料  
           パーティー参加費 5,000円  
 申し込み：当所まで



## 日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

融資名	融資額	用途	期間	利率
セーネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	8年以内 15年以内	1.65%～
教育一般資金貸付	1学生あたり 300万円	教 育 資 金	15年以内	2.55%
経営改善貸付	1,500万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	1.85%

日本政策金融公庫国民生活事業の申込は当所か公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)

## 資金繰り円滑化相談会

事業の円滑な資金調達にお困りの中小企業の皆様を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(原則 毎月第1火曜日10:00～)

12月 6日(火) ・ 1月11日(水)

日本政策金融公庫定例相談会(原則 毎月第2火曜日10:00～)

12月13日(火) ・ 1月10日(火)

相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)

## ～ 雇用保険 ～

### 円高の影響を受けた事業主に対する 雇用調整助成金の特例が設けられました

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業手当などの事業主負担相当額の一定割合を助成する制度です。

#### 【支給額】

休業手当相当額に対して

- ・大企業：助成率 2/3 (一定の条件を満たした場合は3/4)
  - ・中小企業：助成率 4/5 (一定の条件を満たした場合は9/10)
- 1人1日当たり7,890円が上限

円高の影響で事業活動が縮小した場合も、この雇用調整助成金が利用できますが、このほど、助成金の対象期間の初日が本年10月7日以降である場合には、支給要件を以下の通り緩和します。

- (1) 生産量、売上高などが5%以上減少していることの確認期間を「最近3ヶ月」から「最近1ヶ月」に短縮
- (2) (1)の減少が「見込み」である場合も対象となります(ただし、支給決定の際に実際に減少していなかった場合は対象外)

詳しくは、お近くのハローワーク(22-2233)へ

## ～ 社会保険 ～

### 「ワンポイント知識」高額療養費について

1か月間の医療費の自己負担額(一部負担金)が、次の表の自己負担限度額を超えた場合、申請すると超えた分が高額療養費として支給されます。

#### 70歳未満の方の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額(月額)	4回目から(注3)
上位所得者(注1)	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合 その超えた額の1%を加算	83,400円
一般	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合 その超えた額の1%を加算	44,400円
低所得者(注2)	35,400円(定額)	24,600円

(注1) 上位所得者とは、診療を受けた月の標準報酬月額が530,000円以上の場合をいいます。

(注2) 低所得者とは、市町村民税の非課税者等をいいます。

(注3) 過去12ヶ月以内に4回以上高額療養費に該当している場合の4回目以降の自己負担限度額です。

70歳以上の人や70歳以上と70歳未満の人がいる世帯の人の自己負担限度額は、別に定められています。



新津商工会議所

No.305-2 2011年11月21日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

## 消費税法改正のお知らせ

平成23年6月に消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次の通りです。

### 改正のポイント

- 事業者免税点制度の適用要件が見直されました。  
当課税期間の前年の1月1日(法人の場合は前事業年度開始の日)から6か月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間においては課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。  
【適用開始時期】  
平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度から適用されます。  
6か月間の判定期間(「特定期間」といいます。)は平成24年1月1日から始まります。
- 仕入税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」の適用要件が見直されました。  
当課税期間の課税売上高が5億円を超える場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により仕入控除税額の計算を行うこととされました。  
【適用開始時期】  
平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。
- 還付申告書への「消費税の還付申告に関する明細書」の添付が義務化されました。  
【適用開始時期】  
平成24年4月1日以後に提出する還付申告書から適用されます。

## 年末調整個別相談会のご案内

～給料・賞与を支払っている方へ～

- 日 時：平成24年1月5日(木)・10日(火)  
9:00～12:00 / 13:00～16:00
- 会 場：新津商工会議所 3F
- 対 象：新津地域で個人事業を営む方
- 持参する物： 年末調整の書類一式(税務署より郵送)  
平成23年分所得税源泉徴収簿(ご記入の上、お持ちください)  
生命保険料・地震保険料・国民年金の所得控除証明書  
国民健康保険料払込金額の確認  
控除対象配偶者や扶養親族等の氏名、生年月日の確認  
税理士関与の方はご遠慮ください。



## 平成23年分 年末調整の改正点

### 扶養控除の見直し

- 年齢16歳未満の扶養親族(以下「年少扶養親族」といいます。)に対する扶養控除が廃止されました。  
これに伴い、扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族(以下「控除対象扶養親族」といいます。)とすることとされました。(下記表1を参照)
- 年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円とすることとされました。  
これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。(下記表を参照)
- 源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数など(扶養親族等の数)に応じて税額を算出することとされました。  
(注)「扶養親族」とは、居住者と生計を一にする次の人(青色事業専従者として給与の支払を受けている人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が38万円以下の人をいいます。  
1. 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)  
2. 児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子  
3. 老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人

38万円	上乗せ部分 (25万円) 【廃止】	特定扶養親族	一般の 控除対象扶養親族	同居老親等加算	老人扶養親族
年少扶養親族 【廃止】	一般の 控除対象 扶養親族	19歳～22歳	23歳～	70歳～	70歳～
～15歳	16歳～18歳	控除対象扶養親族		扶養親族	

### 同居特別障害者加算の特例措置が改組

- 年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合に配偶者控除又は扶養控除の額に35万円を加算する措置は、同居特別障害者に対する障害者控除の額を1人につき75万円(特別障害者である場合の障害者控除40万円に35万円を加算した額)とする制度に改められました。
- 給料や賞与に対する源泉徴収税額は、年少扶養親族が障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者に該当するときは、従前どおり、これらの一に該当することに扶養親族等の数に1人を加えて計算します。  
(注)「同居特別障害者」とは、控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、居住者、居住者の配偶者又は同居者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。